

新型コロナウイルスへの対応に関するお知らせ

～緊急事態宣言を受けて在宅勤務体制へ移行～

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、4月16日に政府が発出した全国への緊急事態宣言を受け、弊社において在宅勤務体制に移行することとしました。実施内容は以下の通りです。

【実施内容】

- (1) 在宅勤務の開始日は4月21日とします。終了日は、新潟県において緊急事態宣言が解除される5月6日を予定していますが、今後の感染拡大状況を注視しながら決定します。
- (2) 在宅勤務は、全従業員を対象として交代で在宅勤務とすることで出勤者数の低減を図ります。業務内容から、在宅勤務が困難な従業員は、3密を避けた通勤環境及び社内環境を確保し社屋において勤務する体制とします。

なお、お客様の当社へのご来訪は極力お控え頂き、電話あるいはメールでご連絡くださいますようお願い致します。

開発技建株式会社では、以上の体制に移行しながら業務を継続し、引き続き地域の安心安全社会の構築に向けて社会貢献に努めて参ります。関係各位にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上